

市第2号議案

横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年5月18日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職」を「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号ア中(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第8条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第12条を第14条とし、第11条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第12条 任命権者は、職員から当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実の申出があったときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の申出をしたことを理由として不利益

な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第13条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

育児休業に関し任命権者が講ずべき措置等に係る規定を新設するとともに、非常勤職員の育児休業及び部分休業の要件を緩和するため、横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市職員の育児休業等に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（育児休業をすることができない職員）

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

（第1号及び第2号省略）

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に

引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子

をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する

場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了

すること及び任命権者を同じくする職（以下「特定職」と

いう。）に引き続き採用されないことが明らかでない非常

勤職員

(ウ) （本文省略）

（イ及びウ省略）

（部分休業を請求することができない職員）

第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

（第1号省略）

- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める
次のいずれにも該当する

める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）並びに同法第22条の2第1項の会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）のうち勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める職員を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員
（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第12条 任命権者は、職員から当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実の申出があったときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の申出をしたことを理由として不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第13条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(委任)

第14条
第12条 (本文省略)

